財産の取得の変更について

下記のとおり物品の取得を変更することにつき、磐田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年磐田市条例第59号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月14日提出

磐田市長 草 地 博 昭

記

- 1 契約の目的 多機能可搬積載車の購入
- 2 納 期 変更前 令和7年3月28日まで変更後 令和8年3月27日まで
- 3 契約の相手方 磐田市中泉811番地1 静岡トヨタ自動車株式会社 磐田中泉店 店長 鈴木 修

財産の取得の変更について

多機能可搬積載車2台の物品売買契約の変更について

- (1) 契約の相手方 磐田市中泉811番地1 静岡トヨタ自動車株式会社 磐田中泉店 店長 鈴木 修
- (2) 変更内容納期 変更前 令和7年3月28日まで変更後 令和8年3月27日まで
- (3) 理由 本車両のベースとなるシャシ製造会社の型式指定申請に係る認証試験での不正により、製品出荷停止措置が取られたことによる。